

各位

株式会社公論出版

書籍『保安基準 図解〇×集 貨物車編 第三版（令和2年10月発行）』書籍内容について

前略

標記書籍の内容についてお伝えいたします。

記

頁	個所	お伝えしたい内容
27	項目「横方向」	当該項目は、書籍に記載のとおり、通達「普通自動車の導風板の取付・構造に関する基準について」及び「導風板のラベルの貼付について」に記載されているものであり、審査事務規程への記載は見受けられないが、法令遵守という観点からは守るべきものと考えられる。
28	項目「取り付け方法」	
29	項目「装飾」及び「表示ラベル」	
他	通達に委ねている項目（精査中）	一方、通達「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について」において、「自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、審査事務規程に準じて検査を行う。（一部略）」とある。従って、審査事務規程に記載のない当該項目について、検査では適用しないという取り扱いがある。 上記により、保安基準への適否が異なることがある。